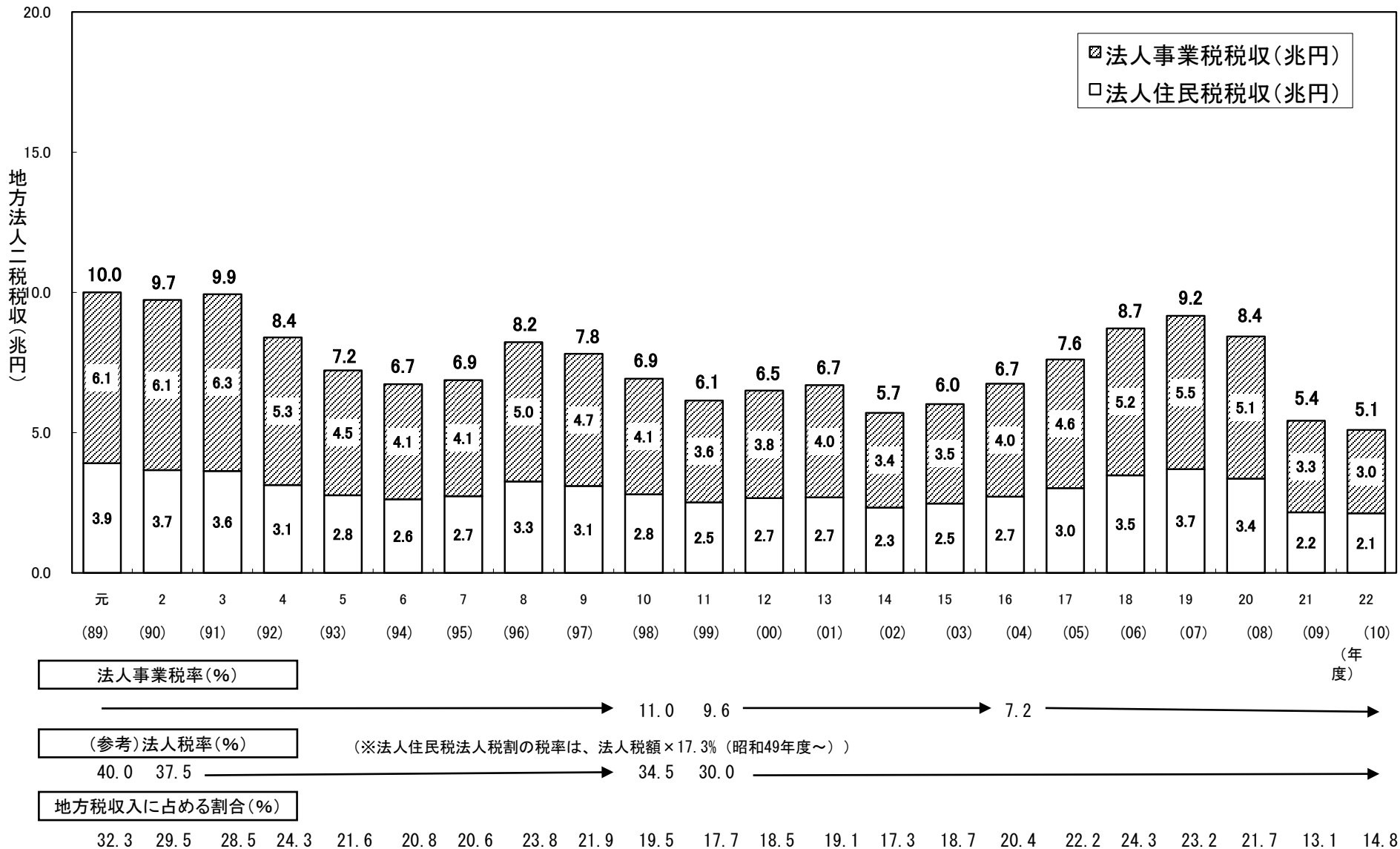


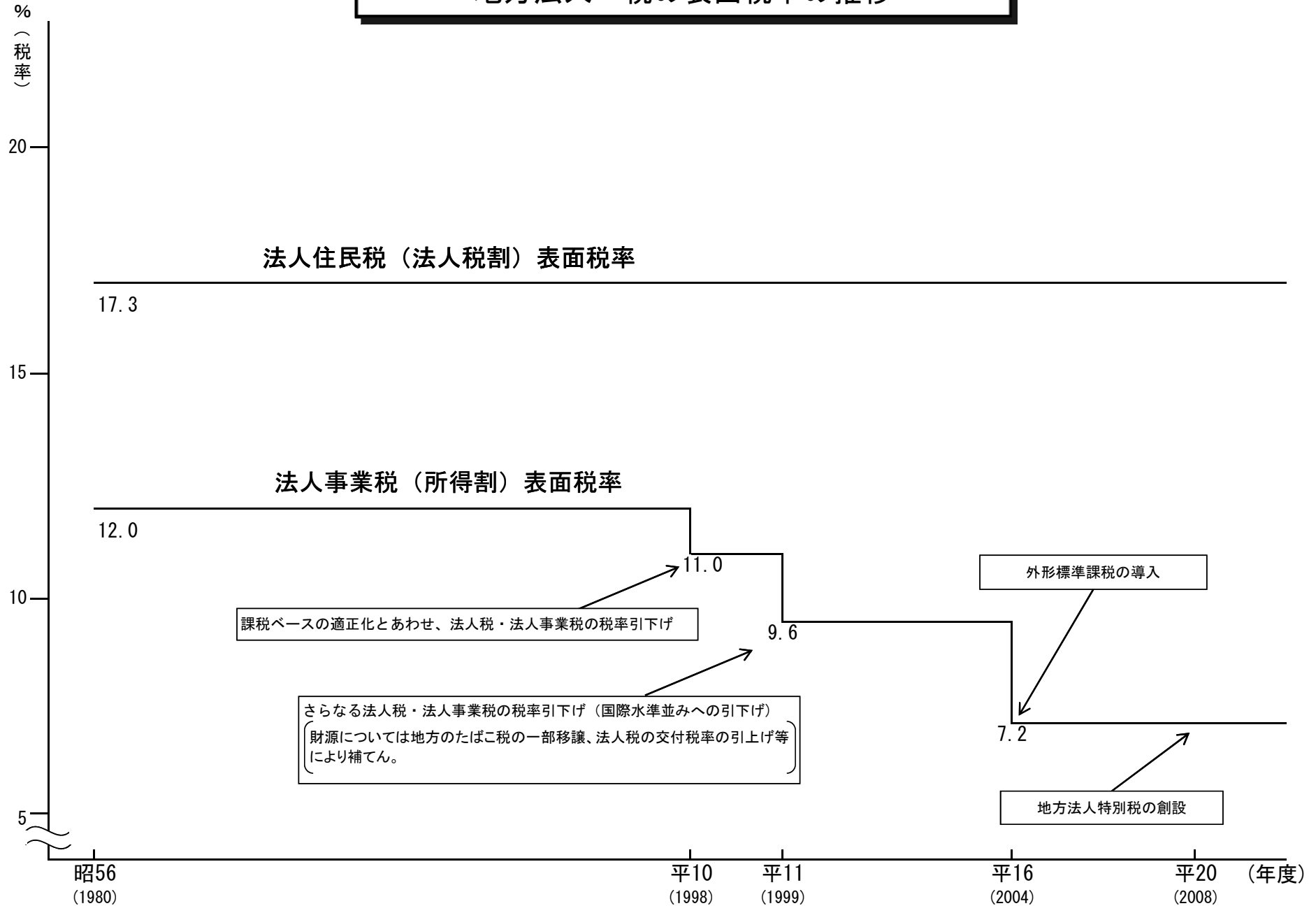
# 資 料

## (法人課税等[地方税])

# 地方法人二税（法人住民税・法人事業税）の税収の推移



## 地方法人二税の表面税率の推移



- (注) 1 法人住民税（法人税割）及び法人事業税（所得割）の税率は標準税率である。  
 2 法人事業税（所得割）の平成16年度以降の税率は、資本金1億円超の法人に適用される税率である。  
 3 法人事業税（所得割）の平成20年度以降の税率は、地方法人特別税を含めた税率で表記している。

# 課税ベースの拡大等

# 法人課税の概要

## 法人税 (国)

収入

所得

費用

所得

× 法人税率  
30% =

法人税額

## 法人住民税 (県・市)

### 法人税割

法人税額

× 12.3% =

市町村民税法人税割額

法人税額

× 5% =

道府県民税法人税割額

### 均等割

資本金等の額等に応じて定額の負担を求めるもの

## 法人事業税 (県)

### 所得割

所得

× 法人事業税率  
7.2% =

法人事業税額

### 外形標準課税

付加価値割

付加価値額(収益配分額+単年度損益)に  
税率(0.48%)を乗じるもの

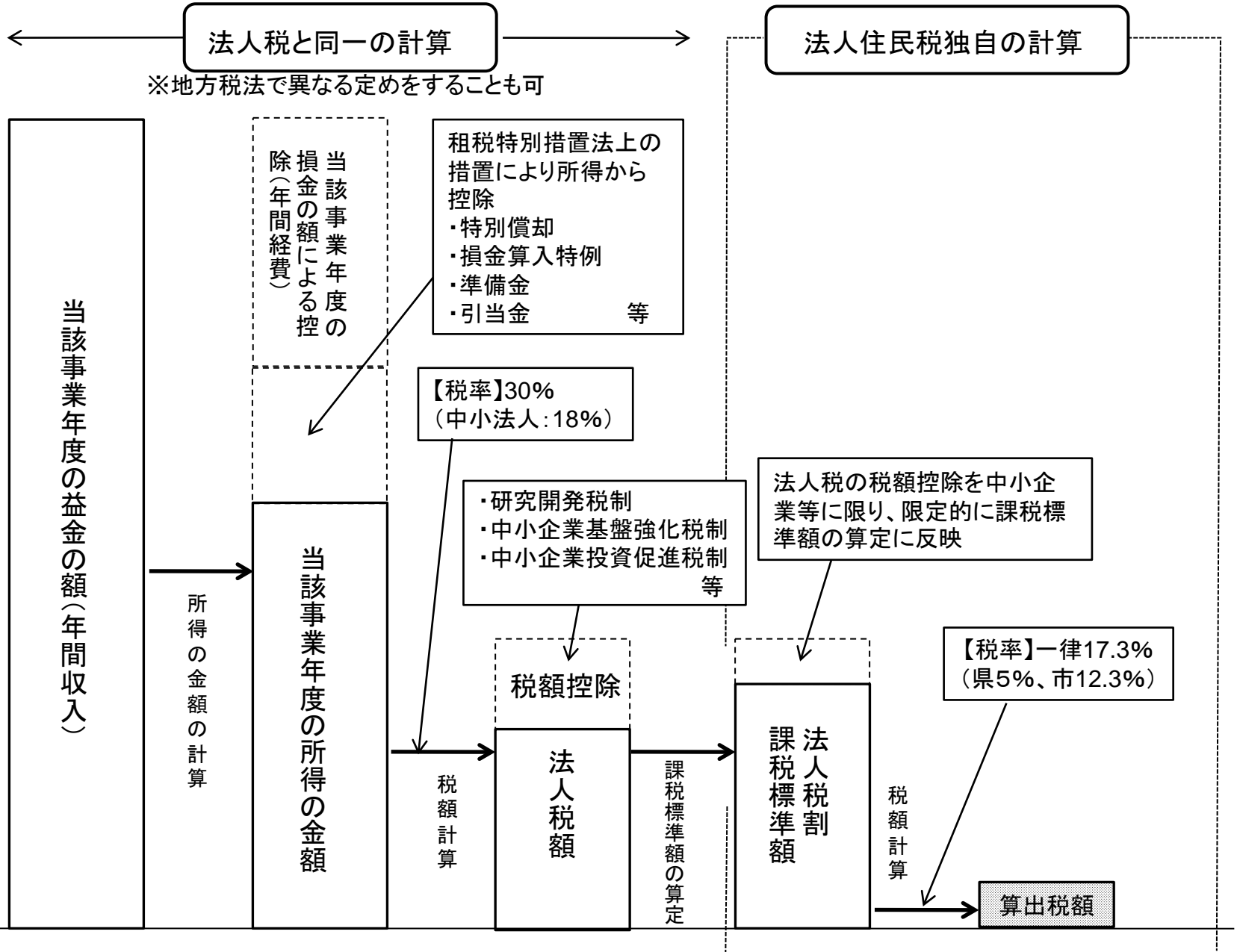
資本金割

資本金等の額に税率(0.2%)を乗じるもの

〔 資本金1億円以下の法人 〕

所得割のみで税率(9.6%)を乗じるもの

# 法人住民税法人税割額計算のフローチャート

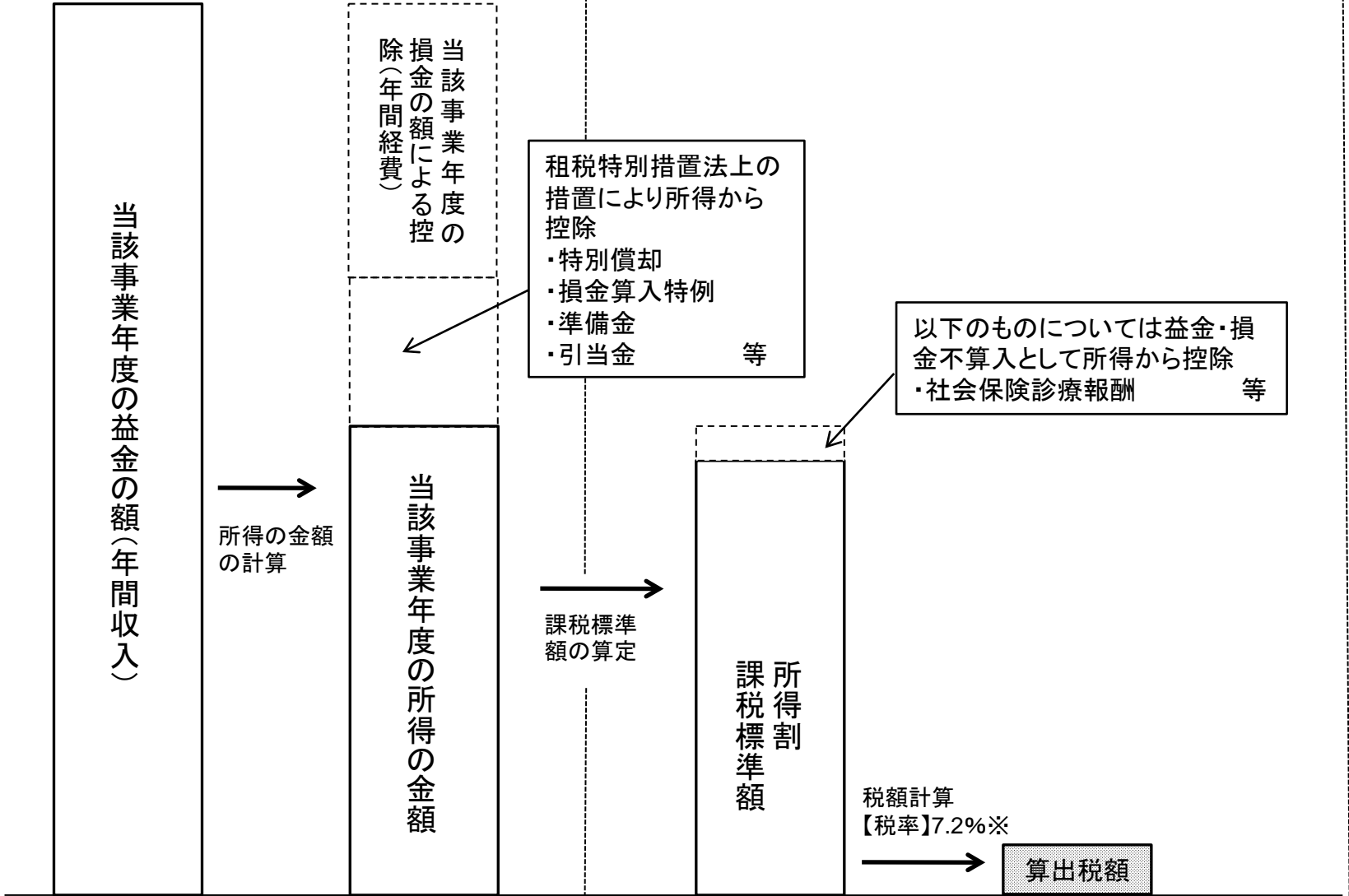


# 法人事業税所得割額計算のフローチャート

← 法人税と同一の計算 →

法人事業税独自の計算

※地方税法で異なる定めをすることも可

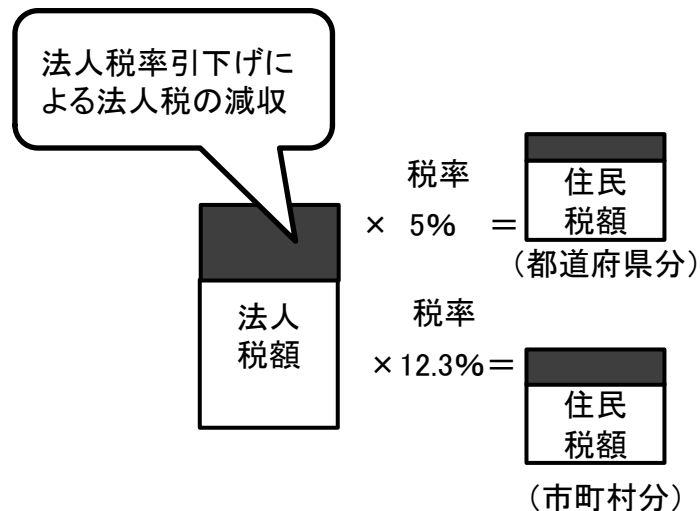


※ 資本金1億円超の普通法人の年800万円超に適用される税率。資本金1億円以下の普通法人の年800万円超については9.6%が適用される。

# 法人税率の引下げによる法人住民税及び地方交付税への影響

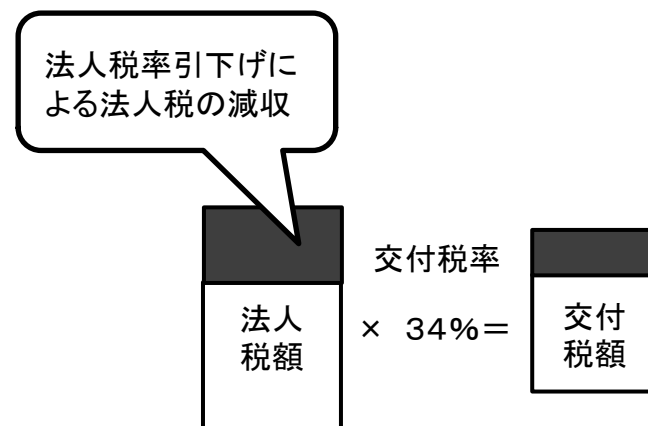
- 法人住民税(法人税割)は、法人税額を課税標準としているため、法人税率が下がり法人税の減収が生じると法人住民税(法人税割)も減収が生じる。

	法人税	法人住民税(法人税割)
低調時の 税収ベース	▲1.4兆円 程度	▲2,400億円程度 (県▲700億円、市町村▲1,700億円)
好調時の 税収ベース	▲2.1兆円 程度	▲3,600億円程度 (県▲1,000億円、市町村▲2,600億円)



- 地方交付税は、法人税収の34%及び所得税・酒税・たばこ税・消費税の32%等とされているため、法人税の減収が生じると地方交付税も減収が生じる。

	法人税	地方交付税
低調時の 税収ベース	▲1.4兆円 程度	▲4,800億円程度
好調時の 税収ベース	▲2.1兆円 程度	▲7,100億円程度





## 法人住民税に係る税額控除について

- 国の租税特別措置のうち税額控除については法人住民税において遮断を行うことが可能。
- 法人住民税に影響する税額控除は主に中小企業向け租税特別措置に係るもの。

(平成22年度減収見込額)

- ・中小企業等基盤強化税制(税額控除) ▲42億円
- ・中小企業投資促進税制(税額控除) ▲37億円
- ・中小企業者の試験研究費に係る特例措置(税額控除) ▲33億円
- ・エネルギー需給構造改革推進投資促進税制(税額控除) ▲1億円
- ・沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械を取得した場合の法人税額の特別控除 ▲1億円
- ・沖縄の産業高度化地域において工業用機械を取得した場合の法人税額の特別控除

## 法人関係の固定資産税に係る主な税負担軽減措置

(平成22年度減収見込額)

- ・一般電気事業者等が新設した変電所又は送電施設に係る特例措置 ▲124億円
- ・鉄道事業者等が敷設した新規営業路線の線路設備等に係る特例措置 ▲51億円
- ・ガス事業者が新設したガス事業用の償却資産に係る特例措置 ▲79億円
- ・熱供給事業者が新設した熱供給事業用の償却資産に係る特例措置 ▲6億円
- ・信用協同組合等の事務所及び倉庫に係る特例措置 ▲18億円
- ・公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る特例措置 ▲101億円
- ・沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る特例措置 ▲12億円
- ・鉄道事業者等が取得した新規製造車両に係る特例措置 ▲29億円
- ・日本郵政公社から承継された一定の固定資産に係る特例措置 ▲84億円
- ・JR等が国鉄から承継した一定の固定資産等に係る特例措置 ▲55億円

## 法人住民税（均等割）について

- 法人住民税(均等割)は、法人の資本金等の額の大きさに応じて税率を定め、事務所等が所在する都道府県及び市町村に納税。

### ＜道府県民税＞

(単位:千円)

資本金等の額	税率
50億円超	800
10億円超 50億円以下	540
1億円超 10億円以下	130
1千万円超 1億円以下	50
1千万円以下	20

### ＜市町村民税＞

(単位:千円)

資本金等の額	従業者数	税率
50億円超	50人超	3,000
	50人以下	410
10億円超 50億円以下	50人超	1,750
	50人以下	410
1億円超 10億円以下	50人超	400
	50人以下	160
1千万円超 1億円以下	50人超	150
	50人以下	130
1千万円以下	50人超	120
	50人以下	50

(注)市町村民税(均等割)においては、市町村内に有する事務所等の従業者数の合計が50人以下の場合は別税率が適用。

## 法人住民税（均等割）の税率の推移と納税義務者数（道府県）

### ①法人道府県民税

（単位：円）

資本金等の額	S29	S42	S51	S52	S53	S58	S59	H6	納税義務者数
50億円超					200,000	300,000	750,000	800,000	44,798
10億円超 50億円以下	600	1,000	6,000	20,000	100,000	200,000	500,000	540,000	36,309
1億円超 10億円以下					20,000	40,000	100,000	130,000	98,367
1千万円超 1億円以下			3,000	6,000	6,000	12,000	30,000	50,000	500,006
1千万円以下		600	1,800	2,000	2,000	4,000	10,000	20,000	2,371,630

（注）納税義務者数は平成20年度末集計

# 法人住民税（均等割）の税率の推移と納税義務者数（市町村）

## ②法人市町村民税

（単位：千円）

資本金等の額	従業者数	S42	S51	S52	S53	S58	S59	H6	納税義務者数
50億円超	100人超	4	24	80	800	1,200	3,000	3,000	23,852
	100人以下 50人超		12	24	80				
	50人以下					160	400	410	
10億円超 50億円以下	100人超		24	80	400	700	1,750	1,750	11,425
	100人以下 50人超		12	24	80	160	400	410	56,624
	50人以下		24	80	80				
1億円超 10億円以下	100人超		12	24	24	160	400	400	
	100人以下 50人超					60	150	160	148,733
	50人以下								
1千万円超 1億円以下	50人超	12	24	24	60	150	150	53,132	
	50人以下				48	120	130	610,096	
1千万円 以下	50人超	2.4	7.2	8	8	48	120	120	25,940
	50人以下					16	40	50	2,466,592

（注）納税義務者数は平成20年度末集計（資本金等の額10億円超区分以上の従業者数50人以下区分の納税義務者数は推計値）

# 国の中小企業向け租税特別措置等に対応する地方法人二税の税負担軽減措置等

措置・施策名	措置の概要	平成22年度減収見込額（億円）		
		法人住民税	法人事業税	計
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（中小企業投資促進税制）	中小企業者等が、特定機械装置等の取得等をした場合には、取得価額(船舶は取得価額の75%)の30%の特別償却又は7%の税額控除（当期の法人税額の20%を限度）ができる。	▲ 2 2 2	▲ 3 4 3	▲ 5 6 5
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除 （中小企業等基盤強化税制）	<p>(1) 次の事業を行う中小企業者等が、事業基盤強化設備等の取得等をした場合には、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除(当期の法人税額の20%を限度)ができる。</p> <p>① 特定農産加工業 ② 卸売業又は小売業 ③ 飲食店業 ④ 特定のサービス業 ⑤ 情報基盤の強化が事業基盤の強化に資する事業 ⑥ 経営革新のための事業 ⑦ 地域産業資源活用事業 ⑧ 農商工等連携事業</p> <p>(2) 中小企業者等の教育訓練費割合が0.15%以上である場合には、教育訓練費の額の8～12%の税額控除(上記(1)と合計して、当期の法人税額の20%を限度)ができる。</p>	▲ 5 5	▲ 2 3	▲ 7 8
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	<p>中小企業者等が、取得価額30万円未満の減価償却資産(少額減価償却資産)の取得等をした場合には、取得時に全額損金算入ができる。</p> <p>ただし、少額減価償却資産の取得価額の合計額が年300万円を超えるときは、その取得価額の合計額のうち年300万円に達するまでのその合計額を限度とする。</p>	▲ 2 8	▲ 5 2	▲ 8 0

(注) その他、沖縄の中小企業者を対象とする措置が存在。